

創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること	1
2 - 広大な牧場の敷地内を入場者の移動のためだけに使うバスについては、一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること	1
3 - 旅行業の免許更新時に必要となる資産を計算する際に、負債額から資本性のある役員借入金等を除くこと	2
4 - 国家戦略特区で認められる古民家・武家屋敷・農家等の歴史的建造物を宿泊施設・レストラン・オフィスとして活用できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること	2
5 - 地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること	3
6 - 人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること	3
7 - 国家戦略特区で認められる容積率緩和の特例措置を、国際的ビジネス拠点の整備に取り組む他の地域でも認めること	4

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	5月9日	5月30日	生産量の少ない中小・小規模事業者が農林水産加工品を製造する際の食品衛生法の施設基準を緩和すること	中小・小規模事業者が、地域資源である農林水産品を活用して新たな商品開発にチャレンジする際に、食品衛生法により、生産量の大小にかかわらず業種ごとに部屋や生産設備をそれぞれ設置する必要があるが、生産量の少ない事業者にとっては過剰な設備となる。洗浄・消毒を徹底することなどで食品の安全・衛生を確保することが可能な場合もあるため、施設基準を緩和すること。	日本商工会議所	厚生労働省
2	5月9日	5月30日	広大な牧場の敷地内を入場者の移動のためだけに使うバスについては、一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること	広大な牧場の敷地内を入場者が移動するためだけに使うバスについては、公道において一般客の乗り降りを伴う他の一般貸切旅客自動車運送事業とは目的と形態が異なるため、公道を通行する場合でも、運行の安全に十分配慮したうえで、道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の適用除外とすること。	日本商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	5月9日	5月30日	旅行業の免許更新時に必要となる資産を計算する際に、負債額から資本性のある役員借入金等を除くこと	旅行業法で、事業者が最低限保有していなければならない資産(資産合計－負債合計－供託金－資産のうち不良債権・繰延資産・営業権)を計算する際に、中小企業については金融庁の金融検査マニュアルに定める自己査定基準を適用し、資本性のある代表者等からの借入金等を負債から差し引いて計算することを認めること。	日本商工会議所	国土交通省
4	5月9日	5月30日	国家戦略特区で認められる古民家・武家屋敷・農家等の歴史的建造物を宿泊施設・レストラン・オフィスとして活用できる特例措置を、全国の希望する地域で認めること	国家戦略特区に指定された地域においては、古民家や武家屋敷、農家等の歴史的建造物を建築基準法の適用除外とし、宿泊施設やレストラン、オフィスとして活用することができるようになる。日本文化の発信や外国人旅行者の増加への対応を図るため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域で認めること。	日本商工会議所	厚生労働省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	5月9日	5月30日	地域活性化のための広域連携事業として飲食物の提供を伴う屋外イベントを円滑に実施するため、国が食品営業許可基準の統一的なガイドラインを作成すること	<p>地域活性化のための広域連携事業として、飲食物の提供を伴う屋外イベントを行う際に、地方自治体によって販売可能な食品目が異なる場合があり、その結果、開催地を持ち回りで行うイベントの場合は同質性が保てなくなるほか、販売品目を絞ったり、他の地域との連携をあきらめざるを得ないことがある。広域連携事業としてのイベントを円滑に実施できるようにするため、食品衛生法第2条に基づき、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成すること。</p> <p>(注)食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。</p> <p>※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後65℃以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
6	5月9日	5月30日	人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること	<p>電力用の電線を利用した通信を行う際に、家電製品などがつながった屋内の電線では、アマチュア無線などで使われる2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が電波法で認められている。</p> <p>一方、スマートメーターから分電盤までの電線では2MHzから30MHzの周波数帯を使用することが禁止され、10kHzから450kHzまでの低速な周波数帯しか使えないため、スマートメーターから屋内へデータを直接かつ高速で送ることができない。このため、現在は分電盤で10kHzから450kHzのデータを2MHzから30MHzのデータに変換して受け渡す必要があり、設備のコストアップと普及の障害になっている。</p> <p>この障害を取り除き、人と環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること。</p>	日本商工会議所	総務省

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
7	5月9日	5月30日	国家戦略特 区で認められ る容積率緩和 の特例措置を、国際的 ビジネス拠点 の整備に取り 組む他の地 域でも認める こと	対日投資を促進するため、国家戦略特区で認められた容積率緩和の特例措置を、高層オフィスビルやオフィス近接のマンションを建設するなど、国際的ビジネス拠点の整備に意欲的に取り組む他の地域でも認めること。	日本 商工 会議所	国土 交通 省